

## 社会福祉法人宮共生会 身体拘束等の適正化のための指針

### 1 法人における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者様の生活・活動の自由を制限するものであり、利用者様の尊厳ある生活・活動を阻むものである。社会福祉法人宮共生会では、利用者様の尊厳と権利を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

### 2 身体拘束適正化検討委員会その他法人内の組織に関する事項

法人では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体拘束適正化検討委員会を設置し、虐待防止委員会との一体的な運用を行う。

#### (1) 設置目的

- ・法人事業所内での身体拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導
- ・身体拘束等について報告された事例の集計と分析

#### (2) 委員の構成

- ・虐待防止委員で構成する。
- ・委員の中から選任の身体拘束等の適正化対策を担当する者を決定し、会議の進行等を行う。

#### (3) 委員会の開催

- ・虐待防止委員会開催時に同時に開催する。
- ・不適切な身体拘束等が行われたと判断されたときは、随時開催する。
- ・委員会開催後は検討内容、結果等を全職員へ周知徹底する。

### 3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、身体拘束等の適正化に向けて、利用者様の人権を尊重したサービスの励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行う。

- (1) 定期的（年1回以上）教育・研修の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施

#### 4 法人事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本事項

- (1) 身体拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者様家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- (2) 事業所内において他の職員等による適切な手続きによらない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。
- (3) 身体拘束の事実が発覚した場合は、利用者様及び利用者様家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

#### 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者様本人又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

##### (1) カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、各関係事業所の代表が集まり、拘束による利用者様の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。
- ・要素を検討・確認したうえで身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者様本人、家族に対する説明書を作成する。

##### (2) 利用者様本人や家族に対しての説明

- ・身体拘束の内容・目的・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
- ・また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と行っている内容と方向性、利用者様の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

##### (3) 記録と再検討

- ・専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。
- ・身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

##### (4) 拘束の解除

- ・(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族等に報告する。

#### 6 利用者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、利用者様又は利用者様家族等が閲覧できるよう各事業所に掲示する。また、自由に閲覧できるように、法人のホームページに公表する。

## 7 その他、身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 利用者様主体の行動、尊厳ある日中活動の場に努める。
- (2) 言葉や対応などで、利用者様の精神的な自由を妨げないようにする。
- (3) 利用者様の思いをくみ取り、利用者様の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- (4) 利用者様の安全を確保する観点から、利用者様の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、カンファレンス等で検討する。
- (5) 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者様主体の生活・活動をしていただけるように努める。

### 附 則

この指針は、2022年4月1日より施行する。

## 身体拘束に関するチェック表

記入年月日：202年月

事業所名称：チーム

氏名 様

1. 事業所における身体拘束事例の有無について、該当する箇所にチェック（✓）をしてください。

	確認事項	はい	いいえ
1	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを着用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. 1で「はい」にチェックをした事例は、以下の要件を満たしていますか。該当する箇所にチェック（✓）をしてください。

	確認事項	はい	いいえ
1	本人もしくは他のメンバー等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。（切迫性）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	身体拘束がその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。（非代替性）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。（一時性）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	「緊急やむを得ない場合」の判断を事業所全体で行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	事前に、本人および家族に対して、できる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	実施している身体拘束の廃止の検討を定期的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3. 記入日現在、身体拘束を実施しているメンバーの状況について下記のとおり記載してください。

記入年月日：202年月

拘束開始 年月日	拘束の形態・時間帯等 (具体的に記入すること。)	不快感や体調の不安等	拘束がない時間帯の有無	身体状況の確認 (異常があれば確認：発赤等)	その他
例 1日	10:00~15:00	普段よりテンションが高い	有	無	階段歩行は軽介助にて、バランスに注意しながら昇降をおこなう
日	~				
日	~				
日	~				
日	~				
日	~				
日	~				
日	~				
日	~				
月	~				

